

坂東市告示第 2 2 4 号

坂東市事業者 P C R 検査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

坂東市長 木村 敏文

坂東市事業者 P C R 検査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を促進するため、従業員等に対して P C R 検査を実施する事業者に対し、その費用の一部について予算の範囲内において助成金を交付することに関し、坂東市補助金等交付規則(平成 1 7 年坂東市規則第 2 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) P C R 検査 新型コロナウイルスが体内に存在しているかどうかを検体から直接病原体の遺伝子を検出する P C R 法により調べる検査をいう。
- (3) 従業員等 従業員、役員その他の事業者の事業に従事する者をいう。
- (4) 行政検査 保健所又は医師が、濃厚接触者又は P C R 検査が必要であると判断し、公費で P C R 検査を行うことをいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定す

る暴力団員又はこれらの者に準ずる反社会的団体若しくはその構成員である者

(2) 市税等を滞納している者（ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、令和3年8月1日から令和4年2月28日までに、事業者が市内の事業所に勤務する従業員等に対して実施したPCR検査に要する費用とする。ただし、陰性証明書、郵送料その他のPCR検査に係る諸費用を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるPCR検査に要する費用は、助成の対象としない。

(1) 行政検査として実施されたPCR検査

(2) 他の法令等による助成を受けて実施されたPCR検査

(3) 発熱等の症状がある従業員等に対して実施されたPCR検査（前2号に掲げるものを除く。）

(4) その他市長が適当でないと認めたPCR検査

3 助成金の額は、第1項に規定するPCR検査に要した額とし、1回当たり2万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 前項の助成金の額は、1事業者当たり30万円を限度とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和4年3月11日までに、事業者PCR検査費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) PCR検査に係る領収書の写し

(2) 事業者PCR検査費用内訳表（様式第2号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは事業者PCR検査費用助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付の申請を却下したときは事業者PCR検査費用助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該交付の決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、事業者PCR検査費用助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査等）

第8条 市長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月27日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第6条から第8条までの規定の適用については、同日後においても、なおその効力を有する。